

会社による不当なボーナスカット！ 定期昇給1乗分カットは絶対に許さない！！

今回の夏季手当と定期昇給において、2名の組合員が不当なカットを受けました。2名とも昨年の年末手当において不当なカットを受け、大阪地裁に提訴し、不当なボーナスカットをなくすために裁判で闘っています。明らかに今回のカットは、裁判に対する報復であり、絶対に許すことができません！

2名の組合員は査定期間中、責任事故、出勤遅延、労働災害等は一切起こしていません。1名は以前から「専任V」が確定しており、もう1名も今回のカットで「専任V」が確定しました。会社による、理由なきカット、恣意的なカットには職場から反撃の闘いをつくりだしていきましょう！

2名の組合員は、不当なカットについて現場管理者にその理由を聞きに行きましたが、現場管理者の対応は「知らぬ存ぜぬ」「管理者から注意指導されているでしょう」「貴方が一番良く知っているはずです」と明らかに裁判を意識した対応になっています。管理者は注意指導をしたというなら逃げ回らずに堂々とその内容を明らかにすべきです。

5月27日の前田本人訴訟で、会社は裁判官から「ボーナスカット事由の立証責任は会社側にある」「陳述書を出した管理者全員の証言が必要です」「検討して下さい」と言われています。その他の裁判においてもボーナスカットをでっち上げた現場管理者の証言が必要になってきます。

現場管理者のみなさん！

**裁判所に聞かれて答えるなら職場でも答えられるはずです。
逃げずに堂々と答えて下さい！！**